

# 介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度

働きながら **国家資格**の

**介護福祉士をめざす**

サポート

**あなたを応援します!**



貸付額等

**20** 上限  
**万円**

(在学する実務者研修施設に支払う  
授業料・テキスト代相当)

返還免除

資格取得後2年間、**群馬県内**で  
介護等の業務に従事すると、**全額返済免除。**

- 実務者研修施設卒業の日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、群馬県内で介護等の業務に就き、2年間引き続き従事した場合。
- ※ 国家試験に不合格の場合や、資格取得後従事期間が2年間に満たずに介護等の業務に従事しなくなった場合などは、返還する必要があります。

貸付対象

以下の全ての条件にあてはまる方

- 群馬県内の実務者研修施設に在学している方  
(入学を希望する方も含みます。以下同じ。)、または、群馬県外の実務者研修施設に在学していて群馬県内に住所を有する方
- 群馬県内の介護施設・事業所で就労している方
- 卒業後、群馬県内で介護等の業務に従事する意思のある方
- 実務者研修施設の修学に関し、ハローワークの助成金等の他の国庫補助による給付・貸付制度を利用していない方

問い合わせ先

**社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉資金課**

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12(群馬県社会福祉総合センター4階)

■ 電話 (027)255-6031 ■ FAX (027)255-6444